

平成23年度

# 福島町議会

## 定例会5月会議会議録

平成23年5月19日 開会

平成23年5月19日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より  
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び  
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 平 野 隆 雄

# 目 次

平成23年5月19日（木曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	1 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○副町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	7 頁
○日程第4 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	9 頁
○日程第5 議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	10 頁
○日程第6 発議第1号 監査請求に関する決議について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	15 頁
○会議録署名議員の追加 .....	20 頁
○休 会 宣 告 .....	20 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
2	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5月19日	原案可決
3	福島町国民健康保険条例の一部改正について	5月19日	原案可決
4	平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）	5月19日	原案可決
発議 1	監査請求に関する決議について	5月19日	原案可決

平成23年度

## 福島町議会定例会5月会議

平成23年5月19日（木曜日）第1号

---

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第4 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第5 議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）  
日程第6 発議第1号 監査請求に関する決議について

---

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第4 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第5 議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）  
日程第6 発議第1号 監査請求に関する決議について

---

### ◎出席議員（11名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	4番	木村隆		5番	加藤雅行
	6番	杉村志朗		7番	佐藤孝男
	8番	藤山大		9番	花田勇
	10番	滝川明子			

---

### ◎欠席議員（1名）

3番 新山大吉

---

### ◎出席説明員

副町長	竹下泰弘	総務課長兼総務グループ参事	川岸勤
財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋誠	出納室長	谷藤悟
総務課企画グループ参事	鳴海清春	町民課長兼福祉グループ参事	盛川哲
町民課住民グループ参事	澤田勝男	建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事	横内俊悦
教育長	丁子谷雅男		
監査委員	花田修一	監査委員補助職員	（石堂一志）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 石 堂 一 志  
議会グループ主事 澤 田 元 気

議会グループ総括主査 前 田 勝 広  
議会グループ書記 平 野 文 子

---

(開会 10時00分)

---

◎開会・開議宣告

---

○議長(平野隆雄) おはようございます。

ただいまから平成23年度福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に竹下副町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

竹下副町長。

---

◎副町長あいさつ

---

○副町長(竹下泰弘) おはようございます。

ごあいさつをさせていただく前に、本日開催されます5月会議の対応について説明させていただきます。

実は、村田町長が5月16日に函館中央病院におきまして総合検診を受診した際に、レントゲン検査の結果、担当医より早期に精密検査が必要との所見がございましたので、検査日程を調整しましたところ本日早朝より病院の方に検査入院することになりました。従いまして、議長をはじめ議員の皆様には大変ご迷惑を掛けることとなりますけれども、本日の5月会議を欠席させていただきまして、会議は副町長で対応させていただくことで事前に議長の了解をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

平成23年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中でのご出席誠にありがとうございます。

本日提案しております案件につきましては、条例の一部改正が2件、平成23年度一般会計補正予算の合わせて3件のご審議をお願いするものでございます。

1点目の議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますけれども、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施

行されたことに伴い、平成23年4月から国民健康保険税の課税限度額を総額で現在の73万円から4万円引き上げまして77万円とします。限度額の改正につきましては、従前より税の公平公正の観点から国基準を重視する方向で進めてまいっております。また、課税割合の平準化を図るため、基礎課税分の均等割額を4千円引き下げる改正をするものでございます。

次に議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正でございますけれども、出産育児一時金の支給額を附則で適用させておりましたけれども、国民健康保険法施行令等の一部改正で平成23年4月1日から恒久的に39万円とする本則の改正がされたため、当町においても附則適用から本則適用にする条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算(第2号)でございますけれども、補正の内容につきましては国の外国人登録制度の改正に伴いまして、住民基本台帳の改正に対応するためにシステム及び電子計算機等に要する経費を北海道市町村備荒資金組合からの資金譲渡を活用し実施します。そのための譲受代金でございますけれども、これにつきまして平成24年度から平成27年度までの債務負担行為3,006万2千円の議決をお願いするものでございます。また、今年度償還分の利子分といたしまして、11万3千円の補正をお願いするところでございます。なお、6月会議におきまして譲り受けの決定通知に伴いまして、財産の取得の議決をお願いすることになります。

次に丸山団地町営住宅建替事業の補正でございますけれども、当該事業につきましてはご案内のとおり現在まで各年で単年度事業として実施しておりますが、先般、渡島総合振興局から今年度の北海道地域住宅計画に基づく事業は、東日本大震災の復興に向けた財源確保のために予算を留保して配分するとの通知がございました。今年度の予算を予算配分内で調整し、2カ年での継続事業として実施するものでございます。全体事業費は1億

7, 686万8千円のうち、23年度は1億1,997万円、24年度は5,689万8千円となります。なお、23年度につきましては事務費4万2千円が充当されますので、補正額は1億2,001万2千円となります。歳出合計でございますけれども、1億2,012万5千円の追加補正をお願いするものでございます。なお、歳出対応での歳入の財源につきましては、地方交付税、町営住宅建設分の交付金及び公営住宅建設事業債を予定してございます。

議案の内容につきましては、この後担当課長より詳しく説明させますので、ご審議をいただき議決を賜りますようお願い申し上げまして私のあいさつといたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（平野隆雄） 竹下副町長のあいさつが終わりました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（平野隆雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番川村明雄議員、4番木村隆議員を指名いたします。

---

### ◎諸 般 の 報 告

---

○議長（平野隆雄） 日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

木村隆議会運営委員長。

○4番（木村隆） 平成23年度福島町議会定例会5月会議の開会にあたり、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

審議日数については本日1日を予定いたしました。

議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（平野隆雄） 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま木村隆議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

次に総務教育常任委員会の報告を行います。

10番滝川明子総務教育常任委員長。

○10番（滝川明子） 諸般の報告の4ページをお開き願います。

調査いたしました事件、期間、そして出席者は記載のとおりでございます。

では、5ページより8ページまで記載しております委員会意見を報告いたします。

調査事件1 事務用品等の購入手続きについて。

本件は、福島町まちづくり基本条例第27条の規定により、3月14日付で議長に提出のあった、「一般質問の答弁に対する調査要望」に関する調査であります。要望内容は、3月10日開催の夜間議会で2名の議員が行った一般質問に直接関係する町民から、質問に対する町長答弁に事実と異なる内容もあるので、議会において事実関係を明らかにしてほしいというものです。また、3月18日開催の本会議において、地方自治法第98条第1項の事務検査権を本委員会に付与することを決定されたものであります。

以上により、調査要望のあった事実関係の確認を含め、当町の事務用品等の購入手続きの内容等を2回に亘り調査したところであり、調査内容及び結果は次に述べるとおりでございます。

常任委員会開催状況及び調査内容について。

第1回目の開催は3月30日で、町に対し要望内容を確認するため、①定価の2割引で購入している経緯の分かる資料、②今回の市場価格調査から函館市内業者への購入決定に至るまでの一連の関係書類、③町内業者の納品実績（1年）、④他町の事務用品の購入方法の資料を要求いたしました。調査のポイントを、①これまでの事務用品等購入方法の経緯を確認、②見積書に対する地元業者への説明内容の確認、③見積書徴収指示から業者決定に至るまでの事務処理の確認、④これまでのコピー用紙購入経緯の確認と新たに購入したコ

ピー用紙の品質の確認、⑤全ての業種に対する発注方針の確認、⑥昨年12月末の福島町商工会役員に対する町長発言及び本年1月18日の町職員に対する訓示内容の確認とし、前述資料の説明と質疑及び意見交換を行いました。次に要望事項に対する回答案の整理、本年2月から3月までの事務用品購入に係る節減額の確認及び本年度の全業種に対する発注方針の確認を行うことといたしました。

第2回目の開催は4月19日で、町から示されました、本年2月から3月までの事務用品購入に係る節減額及び本年度の全業種に対する発注方針をまとめた資料の説明と質疑を行い、その上で、要望事項に対する回答の整理及び委員会意見をまとめるための意見交換を行いまして、調査を終了しました。

次に、調査意見を述べます。

本件は、福島町まちづくり基本条例施行後、初めての同条例により町民から提出された要望書による調査であります。そもそも本件は、3月10日開催の夜間議会における2名の議員が行った一般質問に端を発しています。2名の一般質問の内容は、この度の町長選挙の前後において、村田町長が町政執行にあたり、公平公正を欠く発言をしたのではないかを問うものでした。

町はこの間に、事務用品の購入にあたり従来の町内業者優先から町外業者を含め新たに見積書を徴収し、最も安価な見積りをした町外業者に年度末まで残りわずかな本年2月中旬に購入先を変更しております。

要望内容は、前述の夜間議会における一般質問に対する町長の事実と異なる2つの答弁内容の事実関係と町が発注している全業種の今後の方針の調査である。

最初に、市場価格の実態調査と見積書の関係については、業者と町の考え方に相違があったものと判断しました。調査に当たっては、これまでの納入方法の経緯を確認しました。要望書には、10年以上前から、町から2割引で納品するよう依頼され、以来、平成23年1月中旬まで取引を続

けているとあります。町の説明は、定価の2割引で購入している経緯の分かる資料は存在せず、事務用品等を町内業者から購入する手法は、現庁舎（平成6年10月）に移転する以前からではとのことあります。「町から2割引で納品するように依頼された」との点については、当時は町外業者が定価の2割引で納品している経緯から、町が地元業者と相談をし、町外業者と同等の価格で納品できる旨を確認して、現在に至っているとしています。定価の2割引の納品については、「町から依頼された」と「地元業者と相談をし」と内容に相違はあるが、これ以上の確認は無理と判断しました。いずれにしても、本年1月中旬までは特に問題もなく、町と業者間の事務用品等の取引は定価（オープン価格）の2割引きで納品する形であったことは確認しました。町長は、本年2月10日付けの木村隆議員が提出した文書質問（内容は、1月18日の町長訓示の中で、町長を支持しなかった物品納入業者等には、厳しく対応する主旨の話もあったと聞いているので、本当なのか正確な内容で教えていただきたいというもの。）に対し、2月18日付けで「町財政を確立するための経費節減を今一度考えていくための問題提起をしたと記憶しています。」と回答しています。その後、3月10日の夜間議会において、熊野茂夫議員の「町の発注業務について」の一般質問の町長答弁の中に、「また、今2月に入って私の町外町内業者から見積もりを取ったことへのご質問でございますが、実は2月、3月というのはほとんど町内では仕事の発注等がない時期であって、実際私も選挙期間中も含んで町内のそのような物品のことについて、どういう状況になっているのかということも何人かの方々にも聞かれました。そういう中で、町内に入っている物品と一般的な市場価格との違いがどのようになっているのかということも踏まえて、実は見積書を取らせていただきました。従来から、ほとんど消耗品等については町内で調達してございます。今回初めて見積書を取ってみたら、あまりにも値段に差があったということの中で3月に納入のものについては安

い方から仕入れさせていただいたと。」とあります。また、同じく木村隆議員の「公正公平の考え方」の一般質問に対し町長は要望書にあるとおり、「・・・市場価格の実態はどのようになっているのか、担当課に指示し地元2業者と町外3業者から見積書を取った結果、単価に相当の差があることが判明したので、購入も今回は用紙類が主であり、町外業者から購入したところでありませぬ・・・」とございます。見積書徴収指示から業者決定に至るまでの事務処理の確認は、決裁日を2月2日とする「事務用品の見積について」、2月3日付けの業者に対する「物品の見積依頼について」、決裁日を2月14日とする「事務用品の購入について」及び2月15日付けの職員に対する「事務用品の購入について」の公文書の写しにより行いました。いずれの書類にも見積書を徴する目的等の記載はありませんでした。町では、見積書を徴収するにあたり業者に対して、市場価格を調査するためということは説明していないし、当然に納品することを前提としたものであると暗黙に了解しているものと考えていたとのことであります。以上のとおり、見積書徴収の目的について、業者と町の間と考え方の相違があります。この点に関しても、これ以上の確認は無理と判断しました。ただし、文書質問及び一般質問の一連の答弁から、見積書徴収の目的は、「経費節減」にあると判断するのが適当と考えます。これまでの納入方法の経緯からして、町は地元業者に対して目的をきちんと説明した上で、見積書を徴収すべきが適切な対応であったと考えます。

次に、用紙類の単価の関係については、従来と違う用紙であることを確認しました。町から提出された見積依頼物品一覧表により、これまで使用してきたコピー用紙は、「マイリサイクルペーパー100（古紙パルプ配合100パーセント、両面コピー対応）」で、現在納品されているのは「リボン（古紙パルプ配合70パーセント）」という製品であることを確認しました。これまでのリサイクルペーパー100の使用は、「福島町地球温暖化防止行動計画」策定において、コピー用

紙を古紙配合100パーセントのものに変更する計画に起因していることも判明しました。総務課長は、木村隆議員の一般質問に対する答弁の中で、「用紙は今まで納入していたものそのものです」との説明は、メーカーも違うことから同品質ではないことを認め、訂正するとの発言がございました。

次に、町が発注、購入する全業務の今後の対応については、地元で購入、調達できるものは町内事業者を優先する方針であることを確認いたしました。

最後に、今回の調査により、これまでの事務用品の購入方法が明らかになりました。財政健全化のための「経費節減」は重要なテーマであり、このことを常に議員（議会）は念頭に置き予算等のチェックをしております。ただし、地元商工業者の育成・活性化も非常に大事なテーマであります。このような視点から事務用品の購入に関わらず、他の物品購入及び土木建築工事等も含め、従来の方針等を見直しを行う場合は、その内容（目的）を正しく地元商工業者に説明することは当然のことです。このような意味からも、町で実施した今回の見積書徴収については、業者に対して十分に説明したとは言えず、このことが原因となり、今回の調査要望になったものと考えます。一方、業者として見積書を提出することの意義を十分に認識しておく必要もあると考えます。福島町まちづくり基本条例にある、「協働」「情報共有・提供」「説明責任」の精神を再確認し、町民が町政執行に不信感を抱かないように公正かつ誠実に町政を進めることを強く認識すべきであります。特に、町から提出された関係資料には、非開示部分も多く情報公開の在り方を今一度検証する時期にあるものと考えます。また、起案文書の一部に目的（政策等の発生源）の記載のないものがあり、適切な事務処理にあたることを指摘しておきます。

なお、調査ポイントの一つとした、福島町商工会役員及び職員訓示における町長発言の確認は、「倫理上の問題」であり、本委員会で調査することは適切ではないと判断したものです。当該問題

は、議会として別途議論して対応すべきものと考えます。

そして、要望書に対する回答ですが、2業者に対し次に述べるとおり回答いたしました。

回答日は、平成23年4月21日（木）午後1時。

回答内容は、9ページから13ページにあります別紙回答書によるもので、議会側の出席者は平野隆雄議長、金沢秀一副議長、総務教育常任委員長の3名でした。

以上、報告を終わります。

○議長（平野隆雄） 諸般の報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（平野隆雄） 日程第3 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） それでは、5月会議議案の1ページをお開き願います。

議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

改正内容は別冊の議案説明資料で説明いたしますので、1ページをお開き願います。

福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

1. 改正の理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、国民健康保険税の課税限度額を平成23年4月から引き上げることとされたことから、当町におきましても、国準拠の観点から同水準に改正するものでございます。

また、平成22年度決算見込みや財政推計を行い、税の応能割合・応益割合を平準化する等のた

め、基礎課税分の均等割額を減額する税率改正を行うものであります。

2. 改正の主な内容についてでございます。

(1) 課税限度額の改正でございます。

国民健康保険税の課税限度額を現在の73万円から4万円引き上げまして77万円とする改正でございます。その内訳は、基礎課税分を1万円引き上げ51万円に、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げ14万円に改正し、介護納付金課税分を2万円引き上げ12万円とするものでございます。第2条関係で、下段に比較表を記載してございます。

(2) 均等割額（基礎課税分）の改正でございます。

国民健康保険税の基礎課税分の均等割額を1人当たり現在の2万4,000円から4,000円引き下げし2万円とするものでございます。第5条関係でございます。

(3) 減額（軽減税額）の改正でございます。

均等割額の改正に伴い、所得に応じて均等割額から軽減される7割・5割・2割の額が変更となるため改正するものでございます。第23条関係でございます。

表をご覧ください。左から改正前、改正後、増減となっております。7割減額につきましては1万6,800円が1万4,000円と2,800円の減額。5割減額につきましては1万2,000円が1万円、2,000円の減額。2割減額につきましては4,800円が4,000円と800円が減額となるものでございます。これによりまして1人当たりの軽減額は4,000円、3,200円、2,000円、1,200円の4段階で減額となります。

3. 施行期日等についてでございますが、

(1) 施行期日は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用としております。

(2) 適用区分としまして、平成23年度以後の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によることとしております。

5月会議議案の2ページから、一部改正に係る改正前、改正後の新旧対照表を掲載しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

なお、本議案の限度額改正及び均等割額の改正につきましては、4月26日開催の国保運営協議会においてご承認をいただいているところでございます。

以上、簡単ですが議案第2号に係る福島町国民健康保険税条例の一部改正の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 今回の改正案ですけれども、2の均等割額の改正については多少なりとも減額ということで大変結構だと思うのですが、1の課税限度額の改正についてです。この限度額まで国保税を納める世帯はどのくらいあるのでしょうか。全体の世帯の中で何割でしょうか。

○議長（平野隆雄） 本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） 平成22年6月賦課時点でございますけれども、基礎課税分、それから介護分、後期高齢分で限度がありますけれども、それぞれ対象件数が変わっております。23年度の見込みとしましては、35件程度が該当になるものと見込んでおります。

それから世帯の割合につきましては、昨年6月で世帯数が全体で1,029世帯になっておりますので、約3パーセントぐらいの世帯と捉えております。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 例え3パーセントの世帯であっても、国保税の負担が大きいという実状は随分と聞こえてくる内容でございます。町は医療費等の抑制で、様々福祉対応に取り組んでいらっしゃるんですよね。検診等に力を入れるとか、高齢者の対応も含めてやっというわけでは

て、ですから国が限度額の引き上げを言ってきたりも3パーセントの世帯のために多少は町努力と言いますか、そういった考え方にはなりませんでしょうか。町長がいらっしゃるいませんので、副町長にお聞きいたします。

○議長（平野隆雄） 竹下副町長。

○副町長（竹下泰弘） ただいまのご質問ですけれども、この件については滝川議員がおっしゃるお話もよく理解出来ます。国保の運営協議会の中で議論も出ましたけれども、やはり保険税等々につきましては国の施策を準拠するのが基本でございます。そういう部分を含めて今の4万円上げて77万円にするということでご説明しまして、運営協議会の中でも色々ご意見ありましたけれども、そういう部分で一つ理解をしていただきたいと思いますということで今回提案したわけでございます。

○議長（平野隆雄） ほかに。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 今回11月の経済福祉常任委員会の報告のとおり議案が出されてきたわけですが、まず4月26日に国保の運営協議会があったということで、簡単に今回の承認を得るまでの議論の内容がありましたら教えていただきたい。

○議長（平野隆雄） 盛川町民課長。

○町民課長（盛川哲） 国保の運営協議会は4月26日に行われました。3月議会の質疑の中でも木村議員から質疑ございました。その時点では慎重にと私は発言をしておりました。そのとおりで進捗していたのですが、3月末頃に様々な率、調整交付金であるとか、算定数値であるとかが決まってくるということがありまして慎重にやっておりましたけれども、3月末になって良い数字が見えてきたということで国保の運営協議会にも諮りまして、実は前に1度お諮りした均等割の部分について財政状況が前に推計したよりは大幅改善していると報告をし、運営協議会にも諮りまして、財政状況も良くなっていることであれば進めるべきであろうというご意見でございました。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番(木村隆) 盛川課長の方で財政は改善されてきているという話でしたけれども、委員会資料も見ましたが22年度後半の医療費に極端な伸びがないことが前提だという報告で、3月定例会の方でも聞きましたけれども、結果的にある程度決算方向が見えてきた段階で医療費の極端な伸びがなかったと確認したということによろしいでしょうか。

○議長(平野隆雄) 盛川町民課長。

○町民課長(盛川哲) そのとおりでございます。

○議長(平野隆雄) 4番木村隆議員。

○4番(木村隆) ただ、楽観ということまでは行かないと思うんです。ですから、今回は4,000円減額になると思いますけれども、やはり随時1年前に見直ししていかないと大変なことになっていくと思いますので、その辺は気を付けていただきたいです。

定例会の時も聞きましたけれども、これから町民の周知に入るということですから、4,000円減額してましますけれども、もしかしたら今後増えていく可能性もありますということだけはきちんと周知していただきたいですし、もちろん広報の方でも周知をしていただきたいと思います。

○議長(平野隆雄) ほかに。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(平野隆雄) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平野隆雄) 起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

## ◎福島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(平野隆雄) 日程第4 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

盛川町民課長。

○町民課長(盛川哲) それでは、定例会議案の5ページをお開き願います。

議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

内容につきましては、説明資料で説明しますので3ページをお願いいたします。

議案第3号関係福島町国民健康保険条例の一部改正について。

1. 改正の理由でございますが、国の緊急少子化対策として、暫定的に平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について出産育児一時金の額を35万円から39万円に4万円引き上げ、この施行令の改正は平成21年5月に交付されております。当町においても同年9月に改正し附則で適用させているところですが、このたび健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されまして、平成23年4月1日から出産育児一時金の額を恒久的に39万円とする本則の改正がなされたため、町においても福島町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

また、国民健康保険法の条項改正により、対応する条項番号を整理するものです。

2. 改正の内容でございますが、(1) 出産育児一時金は本則第7条で「35万円」とあるのを4万円アップしまして「39万円」に改め、附則の経過措置に平成21年10月から平成23年3月まで39万円という暫定的な措置を謳っているわけですが、これを削ります。

(2) 条項番号の整理につきましては、法改正により条項番号が繰り上がりましたので、改正をするものです。

3. 施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものです。議案の本冊には新旧対照表を表示しておりますので、ご参照を願います。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

---

### ◎平成23年度福島町一般会計補正予算 （第2号）

---

○議長（平野隆雄） 日程第5 議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） それでは、議案の7ページをお開き願います。

議案第4号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億2,012万5千円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ3億3,571万1千円とするものでございます。

第2条は継続費で、地方自治法第212条第1項の規定による補正でございます。第2表により、後ほどご説明申し上げます。

第3条は債務負担行為で、地方自治法第214条の規定による補正でございます。第3表により、同じく後ほどご説明申し上げます。

第4条は地方債の補正で、これも第4表で後ほどご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、外国人登録法等の改正により、住民基本台帳法も改正されました。これに伴いまして、従前の住民記録システム等に大幅な改修が必要となるため、これら導入の補正及び丸山団地町営住宅建替に伴う事業費（継続事業）による補正でございます。

歳入におきましては、これらの事業の不足財源を普通交付税によって調整しております。

それでは、10ページをお開き願います。

第2表継続費でございます。

8款土木費5項住宅費でございます。事業名は、丸山団地町営住宅建替事業。総額で1億7,686万8千円でございます。事業年度は2カ年で、平成23年度、平成24年度の2カ年でございます。年割額としまして、23年度は1億1,997万円、24年度は5,689万8千円の予定でございます。

引き続き調書によって説明しますので、19ページをお願いいたします。

継続費についての当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書でございます。表の全体計画についてご説明申し上げます。

年度、年割額、財源内訳等となっております。

23年度につきましては、年割額が1億1,997万円、財源内訳としまして国道支出金で4,450万9千円、地方債で5,440万円、一般財源で2,106万1千円を予定しております。24年度につきましては、年割額で5,689万8千円、国道支出金で1,969万1千円、地方債で2,400万円、一般財源で1,320万7千円を予定しております。合計額で1億7,686万8千円、国道支出金で6,420万円、地方債

で7, 840万円、一般財源で3, 426万8千円という内容になってございます。

次に、議案の11ページをお開き願います。

第3表債務負担行為でございませぬ。

事項としまして、住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等譲受代金に関する債務負担行為。期間は、平成24年度から平成27年度までの4カ年でございませぬ。限度額は、3, 006万2千円となつてございませぬ。

後ほど議案説明資料によりご説明申し上げますが、北海道市町村備荒資金組合より、住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機等を譲り受け、平成24年度から平成27年度までの4カ年分を債務負担行為で支払うというものでございませぬ。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正（追加）でございませぬ。

起債の目的は公営住宅建設事業債で、限度額は5, 440万円。起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、記載のとおりとなつてございませぬ。

説明資料によつてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

（第4表地方債補正について）でございませぬ。

起債の目的は同じでございませぬ。地方債補正額は5, 440万円で、起債区分は公営住宅建設事業債で、充当率は100パーセント、交付税算入はございませぬ。適用については記載のとおりとなつてございませぬ。

次に歳出からご説明申し上げますので、5ページをご覧くださいませぬ。

事務事業別説明でございませぬ。

2款総務費14目電子計算費。事業名は、電子計算化事業費。補正額は11万3千円でございませぬ。補正事由につきましては、第3表の債務負担行為関連でございませぬ。住民基本台帳法（外国人登録制度）です。改正に伴う対応システム等の北海道市町村備荒資金組合からの譲受代金として、平成23年度分を計上してございませぬ。償還金・利子及び割引料で11万3千円の補正でございませぬ。

後ほど担当の方からご説明申し上げます。

8款土木費3目住宅建設費。丸山団地町営住宅建替事業費です。補正額は、1億2, 001万2千円でございませぬ。補正事由でございませぬけれども、平成23年度から平成24年度の継続事業として実施する丸山団地4号棟建設工事に伴う平成23年度分工事請負費等でございませぬ。旅費で4万2千円、委託料で245万円（管理業務委託）でございませぬ。工事請負費で1億1, 752万円（4号棟建築土木主体工事外）でございませぬ。説明でございませぬけれども、事業箇所としまして福島町字月崎地内。内容としましては、丸山団地町営住宅建替事業4号棟建設です。1棟8戸、RC造2階建、621.43平方メートルでございませぬ。工事管理業務委託。施工方法につきましては、請負施工及び随意契約といたします。後ほど担当の方からご説明申し上げます。

次に歳入を説明いたしますので、議案の16ページをお開き願います。

9款地方交付税1目地方交付税、1節普通交付税で2, 121万6千円の追加でございませぬ。

13款国庫支出金3目土木費国庫補助金、2節社会資本整備総合交付金町営住宅建設分でございませぬ。4, 450万9千円の補正でございませぬ。

20款町債につきましては、先ほどご説明いたしましたので省略させていただきます。

この後、担当の方からご説明を申し上げます。

以上、簡単ですけれども説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 鳴海企画グループ参事。

○企画グループ参事（鳴海清春） 電子計算化事業の住民基本台帳法改正対応システム改修事業に関するご説明をいたしますので、同じく議案説明資料の6ページをお願いいたします。

最初に、政策等の発生源で目的及び期待される効果等でございませぬが、外国人登録制度の改正に伴う住民基本台帳法改正に対応するために要する経費となつてございませぬ。

次に7ページをご覧くださいませぬ。

補正予算及び債務負担行為の内容でございませぬ。

が、この度の住民基本台帳法改正対応システムの構築に当たり、財源確保の方法といたしまして、北海道市町村備荒資金組合の制度を活用するものでございます。

1. 譲受する財産の内容につきましては、住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等で、全体的な経費の内訳であります。下の表にありますように、ハードウェア分が850万円、パッケージ費が1,200万円、システムインテグレーション費が750万円で、消費税を含む全体的な金額が2,940万円となっております。

2. 契約の相手方は、北海道市町村備荒資金組合となります。

3. 契約の方法につきましては、随意契約を予定してございます。

次に8ページをお願いいたします。

4. 償還シミュレーションですが、平成23年度から平成27年度までの5年償還で、元金は実質4年償還となっております。利息につきましては、年率を年1.3パーセントと見込んで積算してございます。1年目の支払日は12月15日以降の107日分を積算し、11万2,042円としてございます。この額がこの度の補正として計上している額でございます。利息が5年間で77万3,542円となり、全体といたしまして3,017万3,542円となります。今回予算計上いたしました11万2,042円を除いた、3,006万1,500円が債務負担行為額となりますので、議案の第3表において平成24年度から平成27年度までの額として、3,006万2千円を債務負担行為額として設定してございます。

5. 北海道市町村備荒資金譲渡事務フロー図につきましては、図にありますように補正予算及び債務負担行為の議決承認をいただいた後に、仮契約の作業を進め市町村備荒資金組合から譲受決定通知を受けて、次の議会におきまして財産の取得に関する議決をお願いすることとしてございます。以下、表の流れのように予定しておりますが、状況に応じまして作業がずれ込むことがありますの

で、予めご了承いただきたいと思います。

以上、簡単ですが電子計算化事業に関する予算説明といたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（平野隆雄） 横内建設課長。

○建設課長（横内俊悦） それでは、丸山団地町営住宅建替事業について説明をいたします。

まず、初めに継続事業として実施する理由でございますが、平成23年度の北海道地域住宅計画に基づく事業は、東日本大震災の復興に向けた財源確保のため予算を7パーセント留保して配分するとの通知が4月6日付けで渡島総合振興局よりございました。このことから、今年度の事業費を予算配分内で調整し2カ年の継続事業として実施することで、財政負担の軽減を図るものでございます。

それでは、政策等調書についてご説明いたしますので、議案説明資料の9ページをお開き願います。

事業名は、丸山団地町営住宅建替事業でございます。

1. 政策等の発生源・目的は、福島町地域住宅計画に基づき、老朽化した既存公営住宅を建替えることにより、町営住宅周辺の住環境の整備と居住水準の向上を図ることを目的としております。効果は、町民福祉の向上でございます。

2. 検討した他の政策等の内容につきましては、北海道地域住宅計画に基づく公営住宅の建替事業でございます。

4. 総合計画等における根拠又は位置づけにつきましては、快適な生活環境の整備で計画掲載しております。

5. 関係法令及び条例等は、公営住宅法及び福島町営住宅の設置及び管理に関する条例でございます。

6. 時限につきましては、平成23年度から平成24年度までの2カ年の継続事業としております。

7. 将来にわたる政策等のコストについては、平成23年度が1億2,001万2千円、平成2

4年度が5,698万1千円で、総額1億7,699万3千円となっております。継続費の設定は、下段米印の将来のコスト計算①各年度の事業費欄に記載しておりますが、総額1億7,686万8千円で、平成23年度が1億1,997万円、平成24年度が5,689万8千円でございます。将来にわたる政策等のコスト欄と継続事業費の金額が異なっているのは、継続費は建築確認完了手数料等の事務費を除いた額で設定していることによります。

それでは、継続費の内容について説明いたしますので、議案説明資料の10ページをお開き願います。

丸山団地町営住宅建替事業継続費明細書でございます。

節及び細節ごとの継続事業費についてご説明いたします。

委託料の管理業務委託料は、総額350万円でございます。平成23年度が総額の70パーセントで245万円、平成24年度が残り30パーセントで105万円となっております。

工事請負費の町営住宅建設工事費は、総額1億7,200万円で、平成23年度が1億1,752万円、平成24年度が5,448万円でございます。内訳は、建築主体工事の総額が1億2,950万円、電気設備工事の総額が1,170万円、機械設備工事の総額が2,310万円、外構工事の総額が770万円となっております。平成23年度事業費は、建築主体工事が総額の80パーセントで1億360万円、電気設備工事及び機械設備工事は総額の40パーセントで468万円と924万円でございます。また、外構工事の770万円及び補償・補てん及び賠償金の町営住宅移転補償費の136万8千円は、平成24年度の事業費となっております。計欄で継続事業費の総額は、1億7,686万8千円でございます。平成23年度が1億1,997万円、平成24年度が5,689万8千円で、各年度の事業費割合は平成23年度が67.8パーセント、平成24年度が32.2パーセントとなっております。また、計欄

括弧書きは交付金対象事業費でございます。

次に財源内訳でございますが、総額欄で国庫支出金が6,420万円、起債が7,840万円、一般財源が3,426万8千円となっております。算出方法は備考欄に記載のとおりでございます。

次に11ページの丸山団地町営住宅建替事業配置図でございますが、図面右上で4号棟(H23~24)と記載している部分が今回建設する箇所でございます。

また、次ページ以降に1階・2階の平面図を添付しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(平野隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番川村明雄議員。

○2番(川村明雄) 丸山団地の建替計画でございますけれども、4棟目ということで1棟目の反省点が2棟目・3棟目に活かされて、3棟目では概ね問題が払拭されたと私も見ております。この図面を見ますとこれまでの形と相違していないということで、冬期間の落雪は少なくなったんでしょうけれども、氷柱が問題でバルコニーで怪我等は発生しておりませんけれども、事故に繋がることもあるのかなと思っております。そういうことも4棟目では全く心配ないと見てよろしいでしょうか。

○議長(平野隆雄) 横内建設課長。

○建設課長(横内俊悦) まず、1棟目については最初に建設された建物で、下の方の階段室から外に出る所に雪割りを付けて、直接そこに雨垂れ等がこない構造になっておりました。それが逆に降雪が多い時はそこに雪が溜まって氷柱等が発生する原因になっております。現在はそういう部分について改善されておりますので、心配することはないと思っております。

○議長(平野隆雄) 2番川村明雄議員。

○2番(川村明雄) 最近ではエコ化が叫ばれ

ておりまして、個人が建てる住宅もエコポイント云々ということもあるんです。費用対効果ではありませんけれども、このような公営住宅については概ね1世帯当たり2, 200万円という高額な形ですから、計画的にも棟数を多く建てられないわけですので、入居したい人も数多くいるけれどもなかなか入れないという実態も福島町にもあるのではないかと考えております。その辺の対策は将来対策になるのかもしれませんが、私はどうしても費用対効果に引っ掛かる面もあるわけです。

それと維持管理費の中でエコ対策、エコ電球の導入もおそらくされているんでしょうけれども、実際見ますと照度が非常に高く長時間点いている。切り替えも出来るんでしょうけれども、サーモスタットとかも充分取り入れた形で4棟目を施工していければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（平野隆雄） 横内建設課長。

○建設課長（横内俊悦） まず、共通部分の照明のお話だと思いますけれども、時間設定は出来ます。ただ、共通部分の照明の電気料につきましては各入居者に負担していただいておりますので、その辺については例えば消灯時間を短くする等はこちらの方だけで一概に決められない部分もございますので、そういう部分については今後入居される方と現在既に3号棟まで入居している方もおりますけれども、そういう部分について1度お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（平野隆雄） ほかに。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男） 古い住宅は結露の問題等があったわけですが、3号棟までの完成時において結露の問題がなかったのかどうか。

それと6月いっばいで火災報知機の設置が義務付けられているのですが、今回の4号棟に対しては建設にあたって火災報知機の設置は町の方で設置するのかどうか。

○議長（平野隆雄） 横内建設課長。

○建設課長（横内俊悦） 新しく建設されまし

た1号棟から3号棟まで現在建設されておりますけれども、そちらの方では結露は発生しておりません。

それと火災報知機につきましては、今回の建設費の中で取り付けることになっております。

○議長（平野隆雄） ほかに。

8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 11ページの平面図の部分でお聞きしたいんですけども、今年まで排雪が大体この場所にされていましてけれども、排雪場所の確保は今後どうされるのかお伺いします。

○議長（平野隆雄） 横内建設課長。

○建設課長（横内俊悦） 排雪場所についてはまだ正直な話、現在ここに代わる所に排雪するのは決めておりません。ただ、今後いずれにしても昨年から今年にかけての降雪量であれば、ここだけではなくて町内全般的に排雪場所は苦慮している状況です。この道路は通行する車両台数がかなり少ないこともありますので、そういう部分も含めて道路の方を例えば今は2車線通行できるようにしておりますけれども、そういう方向でいくのかどうかということも含めて、排雪場所については検討していきたいと思っております。

○議長（平野隆雄） ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時11分)

(再開 11時20分)

○議長(平野隆雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎監査請求に関する決議

○議長(平野隆雄) 日程第6 発議第1号 監査請求に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番熊野茂夫議員。

○1番(熊野茂夫) 発議第1号 監査請求に関する決議についての提案説明を行いますので、議会提出議案の1ページをご覧ください。

本議案を福島町議会会議条例第17条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

次のページをお願いいたします。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し、監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1. 監査を求める事項。

平成22年度福島町一般会計の事務用品の購入手続きに関する事務。

(1) 事務用品の購入手続きに関する事務の適正性について。

(2) 事務用品の購入方法を年度途中で変更したことの妥当性について。

2. 監査結果の報告期限。

平成23年7月20日。

3. 提案の理由。

平成22年度福島町一般会計の事務用品の購入手続きに関する一連の行為及び事務処理について、疑義があるので報告を求める。

本件は、先に総務教育常任委員会において調査を終了し、事務用品等の購入手続きなどの調査と関連するものと考えています。

ご承知のとおり、議会には検査権(地方自治法第98条第1項)及び調査権(地方自治法第100条第1項)を発動し、町の事務を自ら調査・検

査することが出来ます。同時に、専門的な第三者機関である監査委員に対して、監査を請求することも出来ます。

本件は、議会の総務教育常任委員会の書面検査を監査委員の検査によって補足するとともに、議会活動の円滑な運営と町の事務執行をチェックするためにも必要と考えました。

監査請求の方法による議会の措置は、専門的機関の調査であり精度の高さが期待できること。また、実地調査もできること。客観的な報告が期待できること。議会が自ら検査するよりも、能率的で経済的である等の特徴が考えられます。

まちづくり基本条例を持つ我が町、その理念、透明性のある執行業務、そのことから言ってもこの件に関する監査請求における最終的な帰結が妥当と考え、事務用品等の購入手続きに関する事務について報告を請求する方法が最も適当であると判断したものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(平野隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

5番加藤雅行議員。

○5番(加藤雅行) ただいま発議に関する提案の理由が縷々説明されましたけれども、このことに関してはただいまの説明でも明らかなように、総務教育常任委員会で審議され、その結果が今回の5月会議の諸般の報告の中で出ております。そういう形で出ている中でも、尚且つまだ総務教育常任委員会が検査したり調査した内容よりも、まだ踏み込んだ形の精度の高さを期待して発議をしたとなっているんです。そういうことからすれば、同じ発議を出すにあたって総務教育常任委員長が自ら名前を載せているということは、自分達の常任委員会が行ったことに対して、まだ検査も調査も足りないことを認めているとなるのですか。もしもそうだとすれば、なぜ総務教育常任委員長が今回の検査をした結果を報告する形になっているんですか。その事項が一つも見えていないんですから、そのようなものがどうして出てきたの

か。発議をするにあたって一緒に名前を載せているのはどういうことなのかお答えしていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時26分)

(再開 11時26分)

---

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 先ほど長きに亘って常任委員会の報告をさせていただきました。加藤議員がその報告をきちんと聞いていただいていたと思っているのですが、私の目からは何か書類から目を離していらしたようにも思っているんですけども、先ほどの質問の件についてお答えをいたします。

総務教育常任委員会報告にきちんと書いてございます。それは非開示部分が大変多く、起案文書の一部に目的・政策等の発生源が不記載など、不適切な事務処理を指摘しているんです。この点からも、現在の提案意見に対して私は賛同したということでございます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 先ほどの発議案を発表された熊野議員の提案の理由の中に、ただいま10番議員がおっしゃった非開示部分のことは入っておりません。それは、委員長としてその部分がどうしても重要だと言うのであれば、なぜ総務教育常任委員会を結審して、そこで自分の意見として発表されたんですか。委員長は委員長の責任の中で自分達の調査・検査をするのにあたって、もしもまだ足りないと言うのであれば、それを続けるべきが委員長としての責務なんです。それを今発議の中で示されていないものを示すということは提案理由の説明には当たらないし、私は納得できません。

○議長（平野隆雄） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 今の発議の内容の中に、

私が申し上げた部分はきちんと書いてございます。ご覧ください。1の事務用品の購入手続きに関する事務の適正性です。このことを私も報告の中で述べております。そして、加藤議員も常任委員会の中で一緒に議論をした委員でございますから、よく存じていると思うのですが、常任委員会として出来ることの内容については2回の常任委員会の中で調査をいたしました。それは常任委員会としての責任で終わっております。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 事務の適正性についての判断でございますけれども、事務の適正性は非開示をするか開示をするかというものではないと思います。黒塗りの部分を開示してほしいと言って開示したのが行政側の方なんです。もっとそれ以上だと言うのであっても、個人の情報とかもあるから出来ないですと言ってそこは終わったはずなんです。もしも、それ以上をすると言うのであれば、もっとあなた自身が委員長として法律的な根拠も含めて申し入れして、それで委員会を継続していくことになるのではないですか。自分達が出来ないからという説明は、私達には委員会を閉じるに当たっては何もなかったはずなんです。監査委員にその部分をお願いしますと言うのであれば、それは他の人達に自分達の責務を押し付けるようなものになってしまうのではないですか。そこら辺のことをきちんと求める上で、もう少し調査をするなりしなかったのかとなるのではないですか。私はあなたの言っていることに対しては、総務教育常任委員会の委員長としての責務を果たしていないと思います。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時30分)

(再開 11時30分)

---

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 私は、総務教育常任委

員長として責任を果たすべく任務に就いたと考えております。総務教育常任委員会が出来ることと、監査委員さんが出来ることとは全く内容が違ってきますので、総務教育常任委員会で出来ないことを監査委員さんをお願いする今回の議案については賛成でございます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 私の質問していることに答えてないです。私の質問していることは、あなた自身が総務教育常任委員会として、まだ疑義があるのであれば、もう1度でも2度でも委員会を継続してやる気があるのかなのかということですよ。出来ないから閉じましたという話は私達は聞いていません。なんでそういう発言になってしまうんですか。もしも、委員長としてどうしてもこれは今後も継続してやっていかないと駄目だと言うのであれば、今日の諸般の報告を出すことはないはずなんです。

それでは、発議を読み上げた熊野議員にお聞きします。

監査委員がやると精度の高さが期待できるとか、議会とは違うような形で調査が出来るというのは、具体的にどういうものが監査委員として出来るのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） まず、今の質問に答える前に、5番議員のおっしゃってる事そのものが非常に私には理解し難いことです。提案説明そのものがご理解されていないようなので、まずそこからお話したいと思います。

総務教育常任委員会での調査の性格と、監査委員会で行うものが議会運営によって行われるきちんと保証されたルールに則った手続きであること。そして、議会が町民に対して果たしていく役割が不透明な部分がある時に、様々な議会、議員そのものに許されたルールに則ってきちんとその事を処理すること。まず私は加藤議員にそのような思いで発言したのですが、この大原則がご理解されていないということですね。

総務教育常任委員会で調査をいたしました。し

かし、様々な問題点もあったと思います。私自身、一般質問をした責任ある立場の者として、全てが鮮明になったとは思っておりません。ですから、トータル的に常任委員会の継続、そこで深めるべき云々そのようなことが5番議員から提示されておりますけれども、議会で許される範囲、我々のルールにきちんと則って発議をさせていただいたというのが私の真意でございます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 1番議員にお聞きします。

私は、継続してやっていくべきだと言っているわけではないです。総務教育常任委員会も調査した中で、他の委員の人達もそれぞれがこのぐらいのところまで良いだろうということで継続を止めたんです。委員長自らが1回目が終わって2回目になった時も、まだその時に継続して審議をしたいということで審議した経緯もあるんです。今のような発言であれば、なぜその時に継続して今後も調査するべきだ、自分が一般質問をした中でもまだ疑義があるとか、疑義を抱えたまま総務教育常任委員会を閉じたという理由を私が言ったわけではないんです。何で私が言ったようにするんですか。それはおかしいでしょう。だから、そういうものであれば、あなた自身の質問に対して委員長がまだこれから継続して調査をしなければならぬと委員長が思っているのであれば、10番議員が委員長としてそれを継続してやるべき問題なんですよ。問題がすれ違っているのはそういうところではないですか。何でそういう発言になってしまうんですか。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 総務教育常任委員会で調査する限界、きちんとした内容の性格を持っております。また、監査委員は監査委員そのもののきちんとチェックを掛けていく。実質的な現実には言わない、書面が不透明鮮明、このようなことに関して粛々ときちんと事務手続き上のものを客観的な形で提示できる。これが監査委員の最も大きな特徴であろうと思います。ですから、この件に関しての最終的な帰結を監査委員できちんと

示していただく。これが今回の要望書を提案された町民に対する答え。そしてまた、それに関する関心を持っておられる町民に対する答えそのものが、私の責任においても最も重要と考える次第であります。

議長、他の議員の意見も聞き、そしてこのことに関する採決をお願いしたいと思います。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 私の質問していることに答えてないです。ですから、監査委員の方々もここに2名おりますけれども、今回のような問題の中で特に議会から選出された川村監査委員に関しては、総務教育常任委員会に委員外議員として出席されているんです。そういう中で、今度は違う立場で監査委員として同じものを監査していかなければならないということなんです。精度の高さを期待すると言っていた。では、何の精度なんですかと私は質問しているんです。だから、総務教育常任委員会が何でこれ以上のことを出来ないかをきちんと委員長が説明をして、その上で発議案の中に名前を載せることを説明してほしいというのが私の最初からの質問です。それを他の人から話を聞いたらいいとか逃げみたいな形になるのであれば、それで発議案第1号を読み上げることになるんですか。

○議長（平野隆雄） 1番熊野茂夫議員。

○1番（熊野茂夫） 議会で問題が発生し様々な疑義点が出た時に、今みたいな議論で議会議員の責務が果たしていけるのか。問題点を鮮明にし、その帰結をきちんと図る。これが我々議員一人ひとりに与えられた責務なんです。ですから、様々な意見、思いを持っておられる議員がいるのは当然当たり前のこと。ですから、町民そのものの思いも千差万別。そのような問題が意識の中で出てきている。そして、この発注業務について一般質問をし、総務教育常任委員会で調査案件として調査をし、鮮明にならない事態が起こってきた時にきちんと監査をルール上に則って行っていく。その手続き、方向性そのものに加藤議員が何を問題だと言うのか。私の方からきちんとそのことにつ

いての重い説明をしたはずでございます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 私が質問をしている趣旨が分からないという発言だと思っています。

それであれば私の方から今までの経緯に関する中で、監査委員の方に付随して監査をしてもらいたい問題があります。総務教育常任委員会自体を監査してもらいたいと思います。総務教育常任委員会を受けて、議会の常任委員会として調査出来ない、そして更に精度を高めるために発議を作ったんですから。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時41分)

(再開 11時42分)

---

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男） 発議を出された熊野議員も物品に関しての疑問点があって一般質問もなされ、そして尚且つ総務教育常任委員会でも2回の委員会を開いて議論したわけでありまして。私も委員外議員として出席させていただきましたが、1回目の総務教育常任委員会の中でも話が出尽くして、2回目はないと思っていた矢先に委員長から2回目もやりますということで私も出席させていただいたわけでありまして。しかしながら、そこでもほとんど質疑が出尽くしたと私は考えておりました。しかし、このような監査請求までが出されるとは全く思っていませんでした。監査請求が出されるということは不思議でなりません。監査請求が出されるということは、まだ話が煮詰まっていないから出たと思います。どうして総務教育常任委員会の中での議論がしっかり出されなかったのか不思議でありませんが、私としては充分話し合いが出来たものと思っております。今回の監査請求は線路から外れているのではないかと考えております。

○議長（平野隆雄） 9番花田勇議員。

○9番(花田勇) 私は議員になってまだ何ヵ月かですけれども、今後の参考のために聞きたいことがあります。

今年配られました議会白書の28ページの5. 議会の民主度、一般質問のあり方という文言の中の下段の方に、「議員側としては、地元の陳情に終始したり、首長へのお願いやお礼言上の場になったりすることは厳に慎むべきである。」と。議会基本条例にも似た文面が載っています。そういう観点から言って、地元陳情に終始しては駄目と言うのであったら、一納入業者の件でこれだけやるということはこの文面に抵触しないんですか。今後の参考のために聞きたいと思います。

○議長(平野隆雄) 1番熊野茂夫議員。

○1番(熊野茂夫) 9番議員がおっしゃった一納入業者という認識と、決定的に私自身の認識は違うんです。そのような視点で捉えられていれば、完結したと思われるかもしれません。でも、町の発注業務全てにおいて、そして今回たまたま1つの業務が消耗品の要望書が挙がってきたことを糸口に色んな形で展開している。ただ単にこれがこうだから議会で何とかしてくれという視点で物事の処理、発言、一般質問に終始したという状況は私は一切ございません。ですから、利害絡みで陳情を受けて、それなりの対応をし便宜を図る。これは厳に慎まなければならないこと。しかし、一つの大きなテーマをきちんとそこで設定し、議会の中に提示し、執行者ときちんとその視点で議論を交わすことがどのような形で議会白書に抵触するのか。私はそのような認識は一切持っておりません。

○議長(平野隆雄) 9番花田勇議員。

○9番(花田勇) 随分拡大した話ですね。このことの始まりはなんですか。一納入業者からの調査請求でしょう。それが何でこういう話になるんですか。不思議でなりませんよ。拡大すれば良いってものではないでしょう。・・・・・・・・・・・・・・・・・・少なくとも始まったのはこのことでしょう。そのことに対する結論を出したら、それで良いんじゃないですか。

それを拡大して、あれもこうだ、これもこうだっでことになったら、前々物事が解決しないんじゃないですか。

○議長(平野隆雄) 1番熊野茂夫議員。

○1番(熊野茂夫) .....  
.....  
.....  
.....

それと拡大した。それは人それぞれが物を見る時の視点、視野の問題であり、それぞれの意見であって、そのことに関して私自身は見解の相違と言う以外に申しようがございません。

○議長(平野隆雄) 9番花田勇議員。

○9番(花田勇) あなただって私に基本条例の第14条を覚えているのかってどさくさにまぎれて何回言いましたか。自分の言うことは棚に上げておいて、人のことを言う前にやはりきちんとしたルールでやりましょう。この問題は1つの問題でしょう。

○議長(平野隆雄) 暫時休憩いたします。

(休憩 11時50分)

(再開 11時51分)

○議長(平野隆雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番花田勇議員。

○9番(花田勇) .....

ただ、私が質問した文書に抵触しないかについては、きちんと教えてください。

○議長(平野隆雄) 1番熊野茂夫議員。

○1番(熊野茂夫) 私は抵触するとは思っておりません。

○議長(平野隆雄) ほかに。

6番杉村志朗議員。

○6番(杉村志朗) 我々は正規に則って発議を出したわけですから、採決に持って行ってほしいと思います。

○議長(平野隆雄) ほかに。

2番川村明雄議員。

○**2番（川村明雄）** 本発議は私に対する採決でもありますので、退場したいと思います。

（川村明雄議員退場）

○**議長（平野隆雄）** ほかに。

（「なし」という声あり）

○**議長（平野隆雄）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

---

### ◎会議録署名議員の追加

---

○**議長（平野隆雄）** ただいま2番川村議員が退席いたしましたので、会議録署名議員の追加をいたします。

5番加藤雅行議員を指名いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（平野隆雄）** 5番、7番、8番、9番を除いて起立多数であり、発議第1号は可決いたしました。

---

### ◎休 会 宣 告

---

○**議長（平野隆雄）** 以上で、本5月会議に付議された案件の審議を全て終了いたしました。

よって、これで5月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

---

（休会 11時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員